

第20回 都道府県防犯設備士(業)協会全国大会開催



2025年11月7日（金）、大阪府大阪市にあるホテル プリムローズ大阪に於いて、公益社団法人 日本防犯設備協会「第20回都道府県防犯設備士（業）協会全国大会」が開催されました。全国の防犯設備士（業）協会からは、21協会の方々に参加頂きました。また、警察庁、大阪府警察本部、大阪府防犯協会連合会、大阪府警備業協会からも多数のご来賓の方々の出席を賜り、オブザーバーとして、当協会の運営幹事メンバーや多くの総合防犯設備士の方々にもご出席を頂き、本会議出席者総数は90人でした。

第一部本会議では、当協会の廣田代表理事からの協会挨拶に続き、ご来賓を代表して、警察庁 生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長 佐藤 正尚様よりご挨拶を頂きました。次に大阪府警察本部 生活安全部長 多久 竜一様よりご挨拶を頂きました。次に公益社団法人 大阪府防犯協会連合会会長 植本 景太郎様よりご挨拶を頂きました。

その後、公益社団法人 日本防犯設備協会からの報告事項に移り以下の7項目について報告されました。

- ①防犯設備士養成講習・資格認定試験の状況
- ②防犯設備士資格の更新講習の状況、資格更新促進について
- ③総合防犯設備士制度事業の運用・実施状況について
- ④RBSS（優良防犯機器認定制度）事業の普及拡大について

⑤日本防犯設備協会助成金交付事業について
⑥防犯優良住宅認定制度分科会の取組み及び活動計画について
⑦CCUS 住宅建築関連技能者への位置付けについて
休憩を挟み、地域協会の紹介と活動トピックスとして、開催地のNPO法人 大阪府防犯設備協会、愛知県セルフガード協会、NPO法人 神奈川県防犯セキュリティ協会、一般社団法人 千葉県防犯設備協会の4協会より協会の紹介と活動報告がなされ、次回の全国大会の開催地が埼玉県に決定しました。

第二部講演会は、大阪教育大学 教授 学長補佐（学校安全担当）学校安全推進センター長 藤田 大輔様から「子どもの安全は大人たちのまなざしの先にある」をテーマに講演を頂きました。第三部として懇親会を実施致しました。



司会：佐藤 事務局長

開会の挨拶

公益社団法人 日本防犯設備協会 代表理事 廣田 耕一

本日は、平野理事長様をはじめとする大阪府防犯設備協会様のご支援とご尽力をいただき、ここ大阪で第20回都道府県防犯設備士（業）全国大会を開催しましたところ、遠路、多数の地域協会の皆様にご参加いただき、誠にありがとうございます。皆様には、日頃、地域における安全安心まちづくり活動に精力的に取り組んでいただいていること、加えて当協会の事業運営にご尽力、ご協力をいただいていることにつきましても、併せて厚く御礼申し上げます。

また、本日は業務ご多忙の中、ご来賓として、警察庁生活安全局生活安全企画課より佐藤犯罪抑止対策室長様、青柳課長補佐様、大阪府警察本部から多久生活安全部長様、本間府民安全対策課長様、大阪府から右田治安対策課長様、公益社団法人 大阪府防犯協会連合会から植本会長様、一般財団法人 大阪府警備業協会から池田会長様をはじめ、多数のご来賓の方々のご臨席を賜っております。日頃のご指導、ご支援と併せて、厚く御礼申し上げる次第です。

さて、ご案内のように、最近の治安情勢をみますと、コロナ禍の時期に底を打ったと思われる刑法犯認知件数が、コロナ明けとともに増加に転じ、令和4年以降3年連続で前年を上回り、本年上半期も昨年同期比で+4.6%となっております。中身を見ますと、昨年夏以降多発した闇バイトを使った連続強盗傷害事件はやや沈静化したように見受けられますが、最近では太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗の多発、あるいは性加害目的やストーカー的な建物内での凶悪事件の発生、さらには学校内での教師による盗撮事案など、市民に大きな不安感をもたらすような事件が多く報道されております。



このような情勢を背景に、警察庁では5年ぶりに「安全・安心まちづくり推進要綱」を改正され、防犯カメラの設置推進等、現下の治安情勢に対応した施策の推進に努めておられます。

他方で、安全で信頼できる防犯設備の普及促進や、防犯設備に関する専門的な知識・技能に基づいた、防犯設備の設計、設置・施工、維持管理及び防犯診断業務へのニーズはますます高まってきており、私ども日防設や地域協会の皆様、そして防犯設備士や総合防犯設備士の皆様方の役割や活動への期待も大きなものがあると認識しております。

さて、ここで簡単に当協会業務の現状と課題について私から3点申し上げます。

1点目は防犯設備士及び総合防犯設備士制度事業についてです。

まず防犯設備士ですが、本年11月現在で資格取得者数は約3万3千人となっております。同資格認定試験への応募者数は近年減少傾向にあり、一昨年度は684名と極めて厳しい数字であったところ、昨年度は813名と増加に転じたものの、本年度に入っても目標の800名のラインを達成できるかどうかギリギリのライン上にあり、協会の基盤事業として大変厳しい状況が続いております。

また、総合防犯設備士については、本年11月現在で資格取得者数が527名となっております。昨年度から受験資格の要件緩和や科目合格制度の導入などを実施しておりますが、同資格認定試験への応募者数は、とりわけ筆記試験に関して極めて低調であり、事業運営の在り方について見直しが迫られている状況にあります。

他方、ご案内のように、本年2月防犯設備士制度規程を改正し、防犯設備士及び総合防犯設備士の資格更新期間を3年から5年に延長するとともに、すべての防犯設備士資格に更新義務を課すこと、一定期間経過後もなお更新をしなかった場合は資格を失効することといたしました。更新期間の延長措置については既にこの4月から施行されており、更新義務の拡大等については来年4月からの施行となります。

また、これも既にお知らせしたとおり、本年8月より国土交通省が推進する建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価基準において、防犯設備士と総合防犯設備士が初めて建設技能者として位置付けられることになりました。

これら制度をめぐる情勢の変化を踏まえ、当協会としては、更新制度の改正に関しさらなる周知徹底を図っていくとともに、CCUSにより両資格に新たな社会的・経済的価値が付加されることとなったことも踏まえ、引き続き両資格の魅力の向上、活躍の場の拡大を図りつつ、広く資格の取得及び更新を働きかけてまいりたいと考えております。是非、地域協会の皆様方にもご理解ご協力と、それぞれの地域における自主的な取組みをお願いする次第です。

2点目はRBSS（優良防犯機器認定制度）についてです。

RBSSについては2008年の制度運用開始以来、一定程度認知が進み、自治体等における防犯カメラやLED防犯照明灯の調達仕様などにおいて言及していただけるケースが徐々に増加してまいりました。そのような中、この度改正された警察庁の「安

全・安心まちづくり推進要綱」や東京都の「地域における見守り活動支援事業」ガイドラインにおいて、RBSS制度に準拠した防犯カメラの設置や防犯設備士など防犯設備の専門家の活用について言及していただいたことは誠に心強く、今後これらを踏まえて、地域協会や地域における防犯設備士等の活躍の場が広がることを期待しております。

3点目は地域協会の設立等についてです。

本年10月31日に愛媛県において、一般社団法人 愛媛県防犯設備協会が設立され、本日の全国大会にも早速副会長の阿部様にご参加いただいております。これにより全国46協会、残る未設置県は佐賀県のみとなりました。早期の全県設置に向けて引き続き働きかけを行っていくこととしておりますので、関係各位のご支援、ご協力をお願ひいたします。なお、当協会では地域協会の皆様の活動の一助となるべく、助成金の交付事業を行っております。予算は限られてはいますが、是非積極的に活用いただければと思います。

以上、当協会の現状と課題について3点申し上げました。当協会としては、地域協会の皆様と今後とも情報の共有を図り、一層連携を強化しつつ、地域における安全安心まちづくりの推進を図ってまいる所存です。どうぞ引き続きのご理解とご協力をお願ひいたします。

おわりになりましたが、全国の各地域協会の益々のご発展と、ご参加いただきました皆様のご健勝、また本大会の設営に当たってご尽力いただいた大阪府防犯設備協会様に重ねて御礼を申し上げて、はなはだ簡単ではございますが、開会にあたっての私の挨拶とさせていただきます。

来賓のご挨拶

警察庁 生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長 佐藤 正尚 様

ただいま御紹介いただきました、警察庁生活安全局犯罪抑止対策室長の佐藤でございます。

本日は、第20回都道府県防犯設備士（業）協会全国大会にお招きいただき、ありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

全国の地域協会並びに日本防犯設備協会の皆様には、平素より警察行政各般にわたり、御理解と御協力を賜っておりますことに加え、防犯カメラなどの防犯設備の普及や、防犯設備士の認定・育成を通じ、犯罪の起きにくい社会づくりに向け、御尽力いただいていることに対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨近の治安情勢について御説明させていただきますと、昨年の刑法犯認知件数は、戦後最少となった令和3年から、3年連続で増加となり、また、昨年の財産犯の被害額は4,000億円を超え、刑法犯認知件数が過去最悪であった平成14年当時の被害額を上回る極めて憂慮すべき状況にあります。

とりわけ、多様な犯罪への関与がうかがわれる匿名・流動型犯罪グループに対しては、引き続き検挙と抑止を含む総合的な対策を一元的かつ強力に推進する必要があると考えております。

このほか、サイバー空間における脅威への対処、ストーカーをはじめとする人身安全関連事案への的確な対応等、対策を講ずべき課題は山積しているものと認識しておりますが、こうした治安上の諸課題に的確に対処していくため、組織の総力を挙げて対策を進めているところであります。

他方、警察の取組だけで、安全で安心して生活ができる社会が実現されるものではありません。

貴協会をはじめ、関係団体、事業者、地域住民の方々が連携して防犯活動に取り組み、地域全体の防犯力を一層強化していくことが重要であると考えております。



特に、安全・安心まちづくりを推進していくためには、防犯に関する知識や防犯設備に関する技術的知見を有する皆様のお力添えが必要不可欠であります。

本年4月に「安全・安心まちづくり推進要綱」の改正を行い、防犯カメラの設置が必要な場所を洗い出す際、防犯設備の専門家と協働することや、防犯カメラ等の資機材を整備する際、その効果が最大限高められるよう防犯設備の専門家による防犯診断を行うことなどを明記しました。

治安上の諸課題に的確に対応していくため、これまで以上に、防犯設備士の皆様との協働していくことが必要であると考えております。

皆様方におかれましては、引き続き、警察や自治体をはじめとする関係機関、防犯ボランティア団体等と連携し、御見識の深いハード面の防犯対策を広めていただき、安全で安心な社会の実現に向けたお力添えをいただければ幸いです。

おわりに、全国の地域協会並びに日本防犯設備協会の益々の御発展と、本日御出席の皆様方の御多幸と御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

来賓のご挨拶

大阪府警察本部 生活安全部長 多久 龍一様

ただいま、ご紹介にあずかりました、大阪府警察本部生活安全部長の多久です。

本日は、「第 20 回都道府県防犯設備士（業）協会全国大会」にお招きいただき、ありがとうございます。

このたびは、全国各地でご活躍の会員の皆様方が一堂に会し、ここ大阪において、全国大会が盛大に開催されますことを、心よりお慶び申し上げます。

また、皆様方には、日頃から犯罪の抑止と、安全で安心な社会の実現に向け、ご尽力をいただいていることにつきまして、心よりお礼を申し上げます。

さて、私たちの暮らしを取り巻く犯罪情勢は、時代とともに変遷し、最近では匿名・流動型犯罪グループ、いわゆる「トクリュウ」が各種犯罪に関与している状況が認められます。

この「トクリュウ」による犯罪は、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺はもちろんのこと、住宅や貴金属店等に対する強盗事件や窃盗事件も発生させるなど、国民に対し、深刻な脅威をもたらしています。

これらの脅威に対抗し、国民生活の安全を確保するためには、高度な技術と専門知識に基づいた防犯環境の整備が必要不可欠です。

皆様方は、「防犯設備士制度」を通じて、最新の犯罪傾向と、それに対応できる知識・技術を兼ね備えた、いわば「防犯のプロフェッショナル」であります。

現場において、的確な防犯診断を実施し、実態に応じた適切な防犯機器を選定・設置し、高度な防犯環境を構築されることは、国民の皆様の生命・財産の保護に直結するものであり、皆様方は、まさに「犯罪の未然防止」「国民生活の安全確保」の最前線を担う者として、その重要性・必要性が増しているところです。

日本防犯設備協会様には、発足以来、長きにわたり、防犯設備に関する調査・研究、技術者の育成、



そして高性能な防犯機器の普及に、多大なるご貢献をいただいております。

そして、本日お集まりの大坂府防犯設備協会をはじめ、各地域における協会の皆様方におかれましては、地元警察や各自治体にとって、最も頼れるパートナーであります。

実際、大阪におきましても、小学校や戸建て住宅における防犯診断の実施や防犯機器等の設置など、警察と連携した活動を実施していただいています。

真に犯罪に強いまちづくりを実現するためには、この緊密な「機関連携」が、何よりも重要だと考えてますので、引き続き、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

本日の全国大会が、各地域での優れた取組や課題を共有し、貴協会と地域協会、そして、警察との連携を一層強固なものとなる、実りある大会になりますことを心から期待しております。

結びに、日本防犯設備協会様の更なるご発展と本日ご参集の皆様方のご健勝・ご活躍を心から祈念し、私の挨拶といたします。

本日は、どうぞ、よろしくお願いします。

来賓のご挨拶

公益社団法人 大阪府防犯協会連合会会長 植本 景太郎 様

大阪府防犯協会連合会の植本でございます。

本日は、第 20 回都道府県防犯設備士協会全国大会に、お招きいただきありがとうございます。

日本防犯設備協会におかれましては、昭和 61 年の設立以来、より安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、防犯の専門家である防犯設備士制度の充実強化や優良防犯機器の普及促進に尽力され、多大な成果を認められておられますことに対し、敬意を表する次第でございます。

さて、当連合会では、平成 13 年当時、大阪の犯罪情勢が大変厳しい状況にあるなか、防犯対策に配慮した住環境の普及促進を目的に防犯モデルマンション事業を開始しました。そして、以後同年に設立された大阪府防犯設備協会には、これまで、この事業の整備促進に多大なるご尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

ここ数年においては、防犯モデルマンションの申請登録数が減少傾向にあり、この夏、神戸市内のマンションで発生した凶悪事件をはじめ、平穏な日常生活を、突如脅かす事件が各地で発生していることから、当連合会としましては、引き続き、警察、自治体、他団体等との連携をより深め強化しつつ、人々の安全安心に対する関心を高める活動に取り組んでまいります。

中でも、昨今、凶悪化するあらゆる犯罪を未然に抑止するために、防犯モデルマンション登録の有効性について、深く広く周知していく事が肝要であると考えております。



防犯設備士の皆様には、今後とも、防犯のプロフェッショナルである知見を、大いに活かしてご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、日本防犯設備協会の今後ますますのご発展、並びに、本日ご参会の皆様のご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日のご盛会誠におめでとうございます。

第一部本会議

1. 報告事項

下記の 7 項目に関して事務局から報告がされました。

①防犯設備士養成講習・資格認定試験の状況

受験者数などの推移、申込者数、受験促進に於いて紹介制度の特例実施の対策、地域協会と日防設の連携状況について報告した。

②防犯設備士資格の更新講習の状況、資格更新促進について

地域協会で実施している更新講習の各案内、実施報告（東京）（大阪）（名古屋）（福岡）と今後の予定について報告した。また、（総合）防犯設備士の資格更新制度の改正内容、資格更新の促進等について報告した。

③総合防犯設備士制度事業の運用・実施状況について

総合防犯設備士制度事業の概要、認定数の推移、資格更新制度の変更、スキルアップと認知度向上について報告した。また、総合防犯士会から総合防犯士会との連携について報告した。

④RBSS（優良防犯機器認定制度）事業の普及拡大について

警察庁の「安全・安心まちづくり推進要綱」の改正及び「防犯カメラの設置の推進について（通達）」、東京都の都内自治体向け「地域における見守り活動支援事業」ガイドラインについて、RBSS制度に準拠した防犯カメラの設置や防犯設備の専門家等と協働することなどが追加された形で改正が行われたことについて報告した。また、地域協会においてもこれを梃に積極的に地元警察に働き掛けを行い、防犯設備士や地域協会の認知度を向上し、その活躍の場を拡大していただきたい旨を報告した。

⑤日本防犯設備協会助成金交付事業について

事業の概要、2025 年度助成金交付事業の内容及び実績、2026 年度のスケジュール（予定）について報告した。

⑥防犯優良住宅認定制度分科会の取組み及び活動計画について

分科会の外部委員会（既存住宅にかかる防犯性能検討委員会）検討事項等について、防犯優良住宅認定制度分科会より報告した。

⑦CCUS 住宅建築関連技能者への位置付けについて

CCUS の概要、防犯設備士及び総合防犯設備士が CCUS における能力評価基準「住宅建築関連技能者」に位置付けをされたことについて報告した。また、CCUS に位置付けられたことの意義を踏まえて、防犯設備士等の資格の取得や更新の促進を勧めて貰いたい旨を報告した。

報告事項に関する質疑は無かった。

2. 協会の紹介と活動トピックス

全国の協会を代表して次の 4 協会より報告がされました。

①NPO 法人 大阪府防犯設備協会

NPO 法人 大阪府防犯設備協会の概要、活動内容、小学校の防犯診断例及び報告書内容について報告、更に今後の活動について報告があった。



理事長 平野 富義 様

②愛知県セルフガード協会

愛知県セルフガード協会の概要、アドバイザーの派遣回数及びスキルアップ研修会等、まちの防犯診断の具体的実施内容などメディア報道、その他地域への波及効果等について報告があり、更に日本ロックセキュリティ協同組合と共同開催で防犯機器勉強会の実施について報告があった。



事務局長補佐 佐野 浩二 様

③NPO 法人 神奈川県防犯セキュリティ協会

NPO 法人 神奈川県防犯セキュリティ協会の神奈川県セキュリティ・ホーム認定基準、新築住宅現場見学の企画、後援申請を行い認定制度説明会等について行うと共に、県民に対しての周知報道等など関心の高さがある旨の報告、更に今後の課題について報告があった。



理事長 齋藤 賢一 様



理事 横山 篤朗 様

④一般社団法人 千葉県防犯設備協会

一般社団法人 千葉県防犯設備協会の概要、千葉県浦安市との協力・契約について、きっかけは防犯講話が非常に好評で質問や相談が多数あり、千防協と防犯に関する協力関係を深めたいとのことで、街頭防犯カメラの設置基準の見直しと新たな場所への設置の提案について契約したこと、波及効果として船橋市、茂原市、市川市より自治会に対して、千防設を紹介され街頭防犯カメラの相談事、講話依頼などが多数ある旨の報告があった。



会長 平間 義康 様

時間の関係で意見交換は懇親会にて行われた。

第二部講演

「子どもの安全は大人たちのまなざしの先にある」

大阪教育大学 教授 学長補佐（学校安全担当）学校安全推進センター長 藤田 大輔 氏

第一部本会議に続き、大阪教育大学 教授 学長補佐（学校安全担当）学校安全推進センター長 藤田 大輔 氏より、「子どもの安全は大人たちのまなざしの先にある」と題して、第二部の講演が行われました。

現在、私は大阪教育大学の方で学校安全担当、学校安全推進センター長という職務を併任しておりますが、この学校安全推進センターとは、24年前に本学附属池田小学校事件が発生いたしまして、事件によって遺族となられた方々と、事件2年後に国及び大学また池田小学校三者との間で合意書を締結し、その合意書の中で長期に渡る心のケアの提供のために学校危機メンタルサポートセンターという組織が作られました。学校危機メンタルサポートセンターが令和2年にこの学校安全推進センターに名称が変更されました。

その中で現在、私が取り組んでおります安全管理の考え方について、今日は紹介させていただきたいと思っております。



我が国では学校保健安全法という法律があり、その中で国が「学校安全の推進に関する計画」（5か年計画）を作るということが法律で明記されております。また、学校保健安全法では学校において施設設備の安全点検、それから通学を含めた学校生活における安全に関する指導、職員の研修の年間計画を策定し、実施しなければならないということが法律で決まっております。

安全点検としては、子供たちが気づいた情報を学校がいかに集約して、それに基づいて大人たちが児童生徒目線の安全点検ができるのかというのが大変重要なポイントになっているのです。

さらに保護者が学校の安全点検に参加している学校数を国が調査すると明記しております。学校の通学路については、その通学に対して指導責任はありますが管理責任は無いのです。学校として注意はするけれども、管理するのは地域保護者の責任ということは国の方が出していますので、保護者の協力を求めていくことになります。さらに、学校保健安全法の第30条には、いわゆる学校の安全確保のために保護者、さらに警察、その他関係機関、例えば消防であるとか、それから地域の安全を確保するための活動を行う団体また地域住民含めて連携を取りなさいというのが法律の条文に入っております。そういう中で、例えば今回の防犯設備士の方などにその学校運営協議会のメンバーに入っていただき、年3回くらいの会合でそのうち30分くらい使って、そういう専門性を持った方に学校の安全点検に参加していただくことも必要でしょう。そうすると防犯上の観点であるとか警察の観点、また消防や救命救急の視点等、安全点検活動の中に足されてくるでしょう。教員だけがやるのではなく、子どもたちを巻き込み、保護者を巻き込み、そして地域の方々を巻き込んで安全な環境を作っていく方向性が求められます。

重要なのがソーシャルサポート認知という考え方で、これを基にした教材開発に取り組んでいます。子どもたちのソーシャルサポート、大切にされている感覚を刺激することによって安定推進に取り組めるような教材を作ろうということで、全国で調査実験を行いました。その際、学校と家庭に保護者にも参加してもらい、また地域の見守り活動を行っている方にも参加してもらい、子どもたちの自己効力感を高めていくという教材を開発しました。

例えば、これは道徳との兼ね合いなのですが、「一人で遊んでいたら女の人がうずくまっていて、お腹が痛くて荷物を持って帰れないから一緒に持ってきてほしいと頼まれました。あなたはどうしますか。」と。学校では道徳の時間に困っている人を助けてあげようと先生に教えられています。荷物を持っていくのかいかないのか。これを子どもた

ちに考えてもらう。最も重要なのは、子どもが一人で荷物を持ってく必要はないのです。友達を呼んできて、みんなで荷物を持ってあげれば安全につながっていくし、また、登下校の時に顔見知りの大人の人を呼んてきて助けてあげる。見捨てるのではなくて、みんなで助けてあげようというものです。みんなで安全をつくっていこうという考え方の教材として、こういった開発を行っています。

こういうことをやると、子どもたちの意識は変わるので、保護者を参加させて保護者の意識も変わります。例えば登下校の時に見守り活動をやってくれた地域の人に何も言わなかった保護者が、「お世話になっています。」とか、「おはようございます。」と挨拶ができるようになります。子どもがお世話になっていると分かったことによって、地域の人に感謝の気持ちは伝えられるようになる。そうすると地域の人も、じゃあもうちょっと頑張ってみようかな、という気持ちにもなるのです。

また、本学では安全な学校づくりという、セーフティプロモーションスクールという活動を展開しております。安全に取り組む学校、学校安全委員会のような組織を創って、3年ぐらいの中期計画の視点を持ってもらう。3年経って出来ただけではなくて3年かけて子どもをどう育てるのか、という視点を持った教育管理活動が必要ではないかと思います。そういう視点を持って取り組んでいる学校を認証しようという制度で、これは制度を作つからすでに現在の国の学校安全総合支援事業の中に明記いただきまして、学校が取り組みをやる際に、先生を例えれば先進地域に派遣する旅費や、先進地域からそういう方を呼んできた時の費用や旅費を国が保証する。現場の学校に経済負担をかけないでやつていこうという制度として今、運用を進めています。

この考え方を海外にも進めておりまして、タイの教育省の関係者に会い、この取り組みをタイの方でサポートしてもらっております。また、中国の先生方対象にこの制度の普及を進めていこうという取り組みを進めています。こういった取り組みの中で、セーフティプロモーションスクールを広める活動を行っております。

次世代の小学生の子どもたちも10年、20年経てば、当然親になっていくわけで、そうした時に地域の担い手になつてもらわなければいけないです。みんなで一緒に安全を作つていこう、その形を参加していこうという子どもたちを増やしていくかなければならないのです。そのためのこういった活動をこれから進めていき、是非地域の多様な主体に参加いただいている人から守られているということを子どもたちに実感させる機会がこれから必要であると考えております。

【項目】

1. 大阪教育大学附属池田小学校事件
2. 「第3次学校安全の推進に関する計画」施策の基本的な方向性
3. 学校保健安全法、安全の考え方
4. 危険発見論
5. ソーシャルサポート
6. 犯罪からの子供の安全を目指した e-learningシステム 実証実験
7. 安全・防災教育プログラム
8. セーフティプロモーションスクール (SPS)

「学校と家庭・地域が連携・協働した安全推進」に関わる取組み、「セーフティープロモーションスクール (SPS) の活動」について、大変参考となる講演でした。

*詳細については、当協会のYouTube専用チャンネル「防犯のプロチャンネル」に
講演の動画を配信しておりますので、是非ともご覧ください。

URL:<https://www.youtube.com/@nihonbouhan>



第三部 懇親会



懇親会開催

第三部の懇親会は、廣田代表理事の挨拶に続き、NPO法人 大阪府防犯設備協会 平野理事長の乾杯発声の後、懇談に入り、新たに10月31日に設立した一般社団法人 愛媛県防犯設備協会 阿部副会長にご挨拶をいただき、次回開催地である一般社団法人 埼玉県防犯設備協会 山田会長の中締めで終了した。



公益社団法人 日本防犯設備協会
代表理事 廣田 耕一



NPO法人 大阪府防犯設備協会
理事長 平野 富義様



一般社団法人 愛媛県防犯設備協会
副会長 阿部 克彦様



一般社団法人 埼玉県防犯設備協会
会長 山田 智典様